

すくも 市議会だより

第95号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第一回定例会は平成三十一年三月五日に開会し、二十三日間の会期で三月二十七日に閉会しました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計(議案第三号)

平成三十年補正予算は、総額で二億八千三十四万五千円が減額され、総額で百四十七億一千九十三万二千円となりました。

当初予算

◎一般会計(議案第十五号)

平成三十一年度一般会計予算は総額で、百四十六億三千四百七十四万六千円で前年度より三十二億五千二百六十六万四千円の増額となっています。(詳細は、4〜5ページをご参照下さい。)

(歳出の主なもの)

○西地区防災センター建設工事
.....五千六百三十三万三千円

第一回(三月)定例会日程

3月5日(火)	本会議	開会、行政方針の表明、議案上程、提案理由の説明
6日(水)	休会	議案等精査
7日(木)	休会	議案等精査
8日(金)	休会	議案等精査
9日(土)	休会	議案等精査
10日(日)	休会	
11日(月)	本会議	議案上程、提案理由の説明
12日(火)	本会議	一般質問
13日(水)	本会議	一般質問
14日(木)	本会議	議案質疑
15日(金)	休会	委員会審査
16日(土)	休会	
17日(日)	休会	
18日(月)	休会	委員会審査
19日(火)	休会	委員会審査
20日(水)	休会	委員会審査
21日(木)	休会	(祝日)
22日(金)	休会	
23日(土)	休会	
24日(日)	休会	
25日(月)	休会	委員会審査
26日(火)	休会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会
27日(水)	本会議	

○庁舎建設事業

六億九千七百六十七万三千円

○市税コンビニ収納導入事業

.....三百九十八万四千円

○医療扶助などの扶助費総額

.....十八億七千四百八万二千円

○プレミアム付商品券事業

二億四千六百七十三万八千円

○地方道整備事業

.....四億九百三十七万二千円

○災害復旧費

十五億四千五百二十万三千円

条例

管理に関する条例の制定について

市内において出力10Kw以上の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者に対して、設置及び管理に関する本市への届出を義務付けるため、新たに条例を制定するものです。

◎宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について

平成十二年度に策定された都市計画マスタープランを改訂するにあたり、学識経験者や市内の団体代表等で組織する策定委員会を設置する必要があるため、新たに条例を制定するものです。

◎宿毛市立認可外保育所設置条例の制定について

沖の島保育園は園児の減少に伴い、本年三月三十一日をもって休園することとなっておりますが、在園児が一名残ることと離島という地域性に鑑み、四月一日より市立認可外保育所を設置する必要が生じたので、新たに条例を制定するものです。

◎宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び

消防団員に出勤手当等を支給することによって消防団員

の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものです。

その他

◎特定事業契約の締結について(議案第四十一号)

宿毛小中学校を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等促進に関する法律」いわゆるPFI法に基づいて整備するにあたり、(株)山幸建設を代表企業とする優先交渉権者との基本協定の締結を行い、それを受けて「宿毛学校PFI株式会社」という名の特別目的会社が発立され、三月八日付けをもって特定事業の仮契約を締結したため、議会の議決を求めるものです。

◎工事請負契約の締結について(議案第四十二号及び議案第四十三号)

どちらも昨年七月豪雨における河川の災害復旧工事について契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、地方自治法第九六条第一項第五号の規定により議会の議決を求めるものです。

▼人事案件▲

次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○固定資産評価審査委員会委員の選任について

山下 博文(やました ひろふみ) 氏(再任)
三本 義男(みもと よしお) 氏(新任)

▼陳情▲

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
第16号	街区の浸水・防水対策と与市明川の抜本的改修による与市明川沿線の浸水防止を求める意見書	趣旨採択
第17号	宿毛小中学校改築に関して慎重審議を求める陳情	採択
第18号	宿毛小中学校建設計画に伴う学校統合と今後の宿毛市小中学校再編に支障をきたすことのないよう求める陳情	採択
第19号	精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書	採択



◆ 提出された議案等 ◆

(定例会)

議案番号	件 名	議決結果
第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同 意
第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同 意
第3号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第4号～ 14号	平成30年度各特別会計及び水道事業会計補正予算について	原案可決
第15号	平成31年度宿毛市一般会計予算について	原案可決
第16号	平成31年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
第17号	平成31年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決
第18号	平成31年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決
第19号	平成31年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決
第20号	平成31年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決
第21号	平成31年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決
第22号	平成31年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決
第23号	平成31年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決
第24号	平成31年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決
第25号	平成31年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決
第26号	平成31年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
第27号	平成31年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決
第28号	宿毛市プロポーザル審査委員会条例の制定について	原案可決
第29号	宿毛市立認可外保育所設置条例の制定について	原案可決
第30号	宿毛市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
第31号	宿毛市都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について	原案可決
第32号	宿毛市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第33号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第34号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
第35号	宿毛市立小学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
第36号	宿毛市人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例について	原案可決
第37号	宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第38号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第39号	宿毛市消防団員（非常勤）の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
第40号	和解及び損害賠償の額の決定について（追認）	原案可決
第41号	特定事業契約の締結について	原案可決
第42号	工事請負契約の締結について	原案可決
第43号	工事請負契約の締結について	原案可決
意見書案第1号	精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書	原案可決
決議案第1号	川田栄子議員に対する辞職勧告決議について	原案可決

一

般

質

問

市政のそこが聞きたい!!

第一回(三月)定例会の一般質問は、十二日、十三日の二日間に六人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



山本 英 議員

水道について

問 水道事業の現状と将来予測される維持費不足にどう対応するのかを問う。

答 人口減少に伴う料金収入の減少は喫緊の課題であり、豊富な水売り出すのも一つの方策と思う。水源の良さ、美味しい水道水は宿毛のPRともなり移住促進につながる魅力ともなるので、本市でも販売やPRの活用について検討する。

フェリーの今後について

問 防衛省がPFI事業輸送船舶として海上輸送力を補完するために民間船舶を活用することとしている。来年度予算案でもこの事業の強化が挙げられており、国の施策にあわせれば国からの補助も活用できるのではないか。

答 防衛省では有事や大規模災害時に人員や物資を輸送するため、PFI法に基づき民間船舶との輸送使用契約を締結しており、これまでも自衛隊の訓練、被災者の宿泊、入浴サービス等が提供されている。しかしながら、現在の契約船はクルーズやイベント等の不定期利用となっており、定期航路への就航は難しいと考え

ている。
国の動向を含めあらゆる情報を収集し、航路の再開に向けて取り組む。

国の在り方について

問 自衛隊、海保、警察等への希望者は減少傾向にある。官公庁自治体は、これら組織での勤務経験者から採用する等の工夫をすれば、好転するのではないかと所見を問う。

答 これらの組織を維持することは、社会の治安や安全を守る観点で重要であり、昨年の豪雨災害時の支援等、自衛隊の活動には大変感謝している。しかしながら就職の機会均等の観点から、議員の提案については現時点では難しい。

自衛隊誘致について

問 永世中立国のスイスには、次を柱とする防衛政策がある。一、平和を守るため努力を惜しむな。単なるスローガンで平和を守ることが不可能。二、先憂後楽の姿勢でまず最悪の事態に備えること。三、共同体内部にみなぎる社

会的な誠意と隣人愛の精神が大事。というものだが、所見を問う。

答 日本でも学ぶべきところがあると感じた。

問 二十年後の宿毛は約七千人の人口減少が見積もられ、二十億円強の歳入不足が想定され、破綻の危機に直面する。防衛基盤の一端を担うべく自衛隊を誘致すれば人口減少に歯止めがかかり、災害にも心強い。所見を問う。

答 自衛隊の誘致は地域経済の活性化や防災、人口減少対策にもつながるものと認識している。今後とも国の動向を注視しつつ議会、商工会議所と一体で要望活動に取り組む。



野々下 昌文 議員

市内の浸水対策について

問 街区の浸水対策の現状について問う。

答 本年度に最速最短でポンプ場へ雨水を流入させるため山手幹線排水路のシミュレーション解析業務を行っている。問題点を抽出したうえでバイパス排水路の増設や排水構造物の改修等、必要な雨水対策を早急に取りまとめ、できる限り早く事業化を図っていく。

問 与市明川への強制排水による街区への逆流について問う。

答 与市明川の管理者である高知県に確認をした。与市明川の内水を受け入れる容量の断面を確保して整備する予定であり計画している雨量までなら錦地区の内水を与市明川に入れたとしてもあふれることはない。本市で整備中の廻角橋の架け替え及び河川改修を行うことにより、ポトルネック部分が改修されることになる。この整備後の状況を過去の豪雨で同様の再現をすると廻角橋上流部で九センチの水位が低下する結果となり、与市明川の水位は現在より低下することになり、街区への影響はないものと考える。

空調機設置について

問 空調機設備予算対象外の体育館・特別教室への設置について問う。

答 熱中症対策として学校施設の全ての教室に空調機を設置することが理想であると考えているが、特別教室、体育館への設置となると多額の予算を伴うことになる。平成三十三年四月には松田川小学校と宿毛小学校が統合するため、現在設置予定の空調機が不要になることが予想され、他の学校の特別教室への移設も含め検討している。また、津波浸水区域外で指定避難所としている学校の体育館については、国の財政措置の動向も見据え市長部局と協議を重ねる中で空調機の設置を検討していく。

風疹対策について

問 風疹の無料予防接種の抗体検査と予防接種方法について問う。

答 風疹の無料接種については、平成三一年度から三年間原則無料で定期接種をすることが

決まった。対象者は、昭和三十七年四月二日から昭和五十四年四月一日生まれの男性で本市には二千五百五十人が対象となる。ワクチンの供給等の課題もあり、対象者全てが三一年度から実施するのではなく、まず平成三一年度の対象者は、昭和四十七年四月二日から昭和五十四年四月一日生まれの方が対象となり九百六十三人を予定している。

四月に予防接種のクーポン券、抗体検査の受診券を発送する。平成三一年度対象者以外の昭和三十七年四月二日から昭和四十七年四月一日に生まれた男性についても希望する場合には、クーポン券等を発行することになっている。



山戸 寛 議員

PF1事業について

問 優先交渉権者を選定するまでなぜ隠蔽的な行動を採用しなければならなかったのか。

答 積算根拠等の情報がもれてしまうと民間事業者の創意工夫が図られないことと競争原理が働かなくなるおそれがあった。

問 事業に必要とする基準を示した要求水準書はどのような段階を経て検討・策定されたのか。

答 複数回に及ぶ準備会で出された学校現場や保護者の意見を尊重しながら市の関係課と協議して策定した。

問 住民の意見の反映はどのように行うのか。

答 基本設計を行うために関係者が集まったワークショップの開催を検討している。

問 優先交渉権者となった事業者は市長との関係において資格要件に抵触するようなことはなかったのか。

答 資格要件を粛々と審査しており、特に問題はない。

問 三十年間という長いスパンの中で事業の実施体制の継続、安定性を確保するための配慮はどのようになされているのか。

答 契約期間中にSPCの構成企業が消滅した場合、業者を入れ替えることが可能である。契約解除となった場合には、合理的な範囲での賠償を求めることが出来る契約内容となっている。

問 契約金額の明細はどのようにになっているか。

答 消費税八%込みで企画設計費一億八千三百六十万円、建設費二十九億一千六百万円、維持管理費七億三千八万円、プロジェクト・マネージメント費四億四千九百二十八万円、金利負担分一千五百九十六万一千六百三円となっている。

問 どのような校舎が想定されているのか。

答 二階建てが三棟、四階建てが一棟でつながっていて、鉄筋コンクリート造りで、外面、内面には高知県産木材が多用されるものとなっている。

問 事業の監理という面において市はどのように関わることになるのか。

答 SPCには統括マネージャーを置くことになっており、

工程も含めて各業務の監視を行い市に報告する。市としてもモニタリングを行い、双方の結果を報告する監視報告会を設置することとしている。

問 事業の財源はどのようになるのか。

答 事業費四十二億九千四百九十二万一千六百三円の内、国庫補助金が約四億七千万円、起債額が約二十一億三千六百万円、残りの約十六億八千八百万円が一般財源となる。

問 当市では今後様々な大規模事業の計画がメジロ押しであるが財政運営計画の上で影響が出るのではないか。

答 今後控える大型建設事業について実施年度等を精査し、公債費の抑制を行うことで引き続き健全な財政運営に取り組んで行けると考える。



高倉 真弓 議員

虐待・いじめについて

問 虐待・いじめが新聞の紙面から消えない。宿毛市の取り組みを問う。

答 妊娠期から支援が必要な家庭への切れ目のない支援を継続していくために、要保護児童対策地域協議会が中心となり、各関係機関と連携し進行管理している。要保護児童対策地域協議会では代表者会議、実務者会議、定例支援会議が定期的に開催され情報の共有、支援策の検討や評価を実施。今年度より小児科医が参加することになり、医療機関、児童相談所、警察とも連携し対応している。また、平成三十一年度より児童虐待コーディネーターを配置し常に子供の命を守るという視点に立ち、横断的に支援体制の強化に取り組む。

問 教育現場の現状を問う。

答 日ごろから教室の内を外問わず、それぞれの児童生徒に対し、アンテナを高くし、目配り、気配りするなど子供達の変化を見逃すことなく的確な対応を心がけている。各学校においては、楽しい学校生活を送るためのアンケートを年二回実施し学級運営、学校運営に反映させている。いじめ・虐待問題には適切迅速な対応が最も重要である。福祉事務所や児童相談所とも連携している。

オランダとのホストタウンに係る交流事業について

問 情報を広報等でPRし市民の機運を盛り上げていくべきでないか問う。

答 本市は、高知県と共にオランダのホストタウンとして平成二九年七月に登録されて以来、交流事業を行っている。日本語スピーチコンテストでよさこい大賞を受賞されたオランダ出身のビショップさんとテリシアさんが、それぞれ宿毛高校、片島中学校で生徒

の皆さんと交流。三月九日と十日に開催された第七回四十・足摺無限大チャレンジライドにイリスさん、元オランダ自転車女子ナショナルチーム監督で現在のオランダ自転車協会CEO、トップを務めているトアード・ペイネベルクさんも参加いただき、特にイリスさんについては、イベントの四日前から片島中学校や咸陽小学校、松田川小学校の生徒の皆さんと交流を深めた。

情報発信の一層の充実を図るため、今年三月号から、ホストタウン交流事業の情報を毎月紹介していくスペースを設け、事業を通じて全国に宿毛市をPRしていく。

七月豪雨災害について

問 対応と今後の課題を問う。

答 災害救助法、被害者生活再建支援法の適用を受け、今後の災害に備えて初動調査を基に一層迅速に行える体制をつくる。現在の復旧復興に全力で取り組んでいる。



松浦 英夫 議員

防災対策について

問 新田地区は海岸に近く、海抜も約二メートルと大変低い。住民は「津波避難タワーの建設」を強く要望しているが所見を問う。

答 津波避難タワーの整備については、避難路現地調査を踏まえ、指定避難場所などを再検討する等、宿毛市津波避



難計画の見直しを行う中で必要性を検討したい。

問 約二千二百平方メートルの市有地があるが有効に活用されていない。市有地の有効活用について所見を問う。

答 今後、宿毛市津波避難計画の見直しを行う中で、津波避難タワーの必要性のある地域があれば検討していきたい。新田地区であればこの土地も候補地となる可能性はある。

水産業の振興について

問 水産業を発展していくうえで、養殖業の位置づけについて問う。

答 養殖業は、宿毛市にとって、特に重要な産業であると認識している。

問 養殖業振興に向けた支援の取り組みについて問う。

答 養殖業の魚病診断を行うことが可能となるよう、魚類防疫士の育成。販売面では、年間を通じて計画的な養殖方法と加工処理、販売が行える仕組の構築。昨年度には、新

たな養殖漁場を整備してきた。

問 国には、農林水産省がある。宿毛市として、産業振興課から独立した部署を復活し、庁内体制を確立すべきではないか。

答 今後、組織全体のバランスを見極める中で、より機能的・効率的な対応が可能となるように職員配置や組織の再編を心掛けて参りたい。

水産改革関連法の改正について

問 約七十年ぶりの漁業制度の抜本見直しと言われる「水産改革関連法」が成立した。

答 養殖業への民間企業の参入を促進することが謳われている。養殖業を営む漁民の中には将来について大変危惧する方も多くいるがどのように受け止めているのか。

答 すくも湾漁協、藻津漁協ともに漁場の適正管理が行えていると考えているので、法改正による影響は無いものと考えている。今後においても地元漁業者に不利益が起きることが無いように高知県や関係機関と連絡調整を図ってい

きたい。

「高知県一漁協構想」について

問 現在「高知県一漁協構想」の動きについて、漁業関係者の中には、市場や事務所が大きく減少することについて不安の声が出ているがどのように考えているのか。

答 すくも湾、藻津両漁協ともに経営基盤がしっかりとした漁協であると認識しているが、組合員の意見を尊重しながら関係機関との連絡調整を図っていきたい。



猫問題解決について



川田 栄子 議員

問 猫の殺処分ゼロを目指して本市の野良猫の数、捨て猫の場所など現状把握の実態を問う。

答 飼い主のいない猫の数、場所の把握は難しい状況。

問 県と一体の事業の中で行政の役割を問う。

答 動物愛護や管理に関する法律の観点から動物の虐待や遺棄を防ぎ適正な取扱いなど市民への啓発が主な役割と考える。

問 捨て猫を見つけたらどうするか。

答 動物の遺棄は犯罪行為にあたる場合がある。警察へ連絡を。

問 県からのポスターがある。啓発は市町村がするとあるがどのように活用しているか。

答 動物遺棄は犯罪であることとの周知を目的として制作されている。適切にポスター掲示を行い市民への啓発に活用する。

問 飼い主のいない雌猫に不妊手術費五千円の補助事業は利用されたか。

答 県補助制度の一万円とあわせて最高一万五千円となる。実績として予算額二十五万円に対して十七件の利用実績で金額は八万五千円である。県の補助金を受けた本市の飼い主のいない猫が五十一件となっている。

問 地域猫活動支援事業について説明を。

答 地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指し不妊去勢手術を行い、飼い主を探していくことで将来的に飼い主のいない猫を無くしていくことが目的で地域にいる猫を地域住民が飼育管理する取組み。

問 官と民の企業の垣根が低くなり癒着が生まれやすく官民癒着の温床との指摘もある。企業の情報公開について聞く。

答 選定過程については疑念の生じる余地はない。平成三一年二月一日選定委員会を開催し有識者からの報告やプレゼンテーションの内容をふまえて評価項目ごとに採点して優先交渉権者を決定した。

問 PF1導入で合築を適当とした理由を問う。

答 平成二九年度PF1可能性調査で小中学校整備事業に効果が見込まれる結果が出た。

問 合築は教育に係る問題である。協議されたか。

答 耐震性のある学校技術棟の活用、小中学生の動線の交差の回避、保健室、職員室、校長室の小中各一室配置など現場の意見も踏まえる中で合築を決定した。

問 小中合築と教育は別だと思ふと有識者が言われたこと

について聞く。

答 一体型の校舎だけで教育内容がすべて充実するものではないと考えている。基礎学力の定着、不登校、いじめの問題解決、教職員の資質、指導力の向上などソフト面の充実を図る。

問 審査委員会の五人が職員。公平性、透明性の説明を聞く。

答 学識経験者四名に企画提案書の審査を依頼している。

意見書

議員より提出された次の意見書案を全会一致で原案のとおり可決し、国会及び政府に提出しました。

◎意見書案第一号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法は、精神障がい者も身体障がい者及び知的障がい者と同じ「障がい者」として定義されており、障がい者の自立及び社会参加支援等に向けた基本理念を定めている。障がい者の自立や社会参加を促進するためには、公

公共交通機関などの移動支援の確保が必要不可欠であり、各種交通事業者は、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路などを対象に障がい者に対する交通運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。しかし、精神障がい者については、現在も尚、JRや高速道路など交通運賃割引制度の対象から除外されているものもあり、精神障がい者の社会参加を促す上で大きな課題となっている。

自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすすい費用で移動することを容易にすること。」及び第四条では「障がい者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること。」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。」と定めている。

一連の国内法や条約に照らせば、障がい者の交通運賃割引制度から精神障がい者を除外するような状況は、一刻も早く是正されなければならない問題である。

よつて、国会及び政府に対し、精神障がい者にも身体障がい者及び知的障がい者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう各種交通事業者に働きかけ、必要な措置を講じよう強く要望する。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

「外出は自転車で行ける範囲」など社会参加に程遠い深刻な実態が明らかになっている。改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が整備され、平成二六年二月に国連障がい者権利条約が発効した。条約第二〇条では「障がい者自身が、

決

議

議員より提出された次の決議案を全会一致(本人除斥)で原案のとおり可決しました。

◎決議案第一号 川田栄子議員に対する辞職勧告決議

川田議員は、これまでの議会活動において、再三問題発言を繰り返し、議会運営を妨げ、幾度となく議長の要請による取り消しを行ってきた。

このような、議会の秩序を乱す行為は、断じて許されることではなく、平成三〇年第四回定例会において、問責決議が全会一致(本人除斥)で可決された。

にもかかわらず、反省することもなく今議会の一般質問・討論においても、同様の問題発言を繰り返し、幾度となく議事運営を中断させた。

議長並びに議会運営委員会での注意にも挑発的な態度を繰り返し、悔悛の情が一切見受けられない。

以上、辞職勧告を決議する。

各議員の議案等に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
氏名	川田	川村	原田	山岡	山本	高倉	山上	山戸	岡崎	野々	松浦	寺田	宮本	濱田
結果	栄子	三 千 代	秀 明	力	英	真 弓	庄 一	寛	利 久	昌 文	英 夫	公 一	有 二	陸 紀
議案第29号	○	○	○	○	○	×	○	○	議長	○	○	×	○	○
議案第41号	×	○	○	○	○	○	○	×	議長	○	×	○	○	×
陳情第18号	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	×	○	○	×

【○：案件に賛成 ×：案件に反対】

● 議会用語 Q & A

Q 陳情とは。

A 国又は地方公共団体等公の機関に対し、一定の事項に関して利害関係のある者が、その実情を訴えて、適切な措置を要望することです。請願とは異なり、議員の紹介を必要としません。議会に提出された陳情は委員会への付託、議員への配付など、その取扱いを議会運営委員会で協議して決めています。

★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。
詳しくは「会議録」をご覧ください。
三月定例会の会議録は六月上旬にできる予定です。
市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。
議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。
なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

〈 編集後記 〉

薫風香る五月、令和という新たな時代の一步が踏み出されました。
昭和から平成への変遷とは異なり、新たな元号を笑顔で迎えられることに様々な感慨を持たれている方も多いことと存じます。

平成最後の議会を記した議会だよりをお届け致します。皆様がこれを手にしていく頃は令和最初の議会構成メンバーが決まっており、宿毛市議会としても新たなスタートを迎えております。

時代は、そして議員は変われども、議会として市政並びに市民の皆様に対する真摯で誠実な思い、姿勢は変わることなく続いてまいります。

新たな十四名で歩み始めた議会をこれからもよろしくお願い申し上げます。

〈 編集委員 〉

- 川村 三千代
- 山本 英
- 山戸 寛
- 野々下 昌文
- 松浦 英夫